

# 香教連速報

## 専門部 交渉 回覧

### 各専門部の立場から、県教委に要望

香教連は、15日(木)15:00から県庁12階の第5会議室において、香川県教委との専門部交渉を行った。香教連側は、中浦副委員長ほか7名が出席。県教委側は、藤本義務教育課長ほか8名が対応した。

主な要望と回答は、以下の通り。太字は要望項目、香教連の主張はゴシック、県教委の回答は明朝斜体字で表記している。

#### 【女性教職員部】

介護休暇・看護休暇を取得しやすい環境になるよう、また、制度が変更になった場合に周知が徹底するように、校長会を通して管理職へ働きかけること。



【**雁木女性部長**】今年の9～10月、介護・看護休暇に関するアンケートを実施した。一番大きな問題は、周知が徹底していないのではないかと考えられることである。学校現場では、取得を断念することもあるのではないかと。ここでこそ、管理職の理解が必要になると考える。取得しやすい環境、そして制度が変更になった場合の周知徹底がぜひ必要であると考える。そのためには、取得を希望する人だけでなく、全職員への周知を徹底していただきたい。

【**藤本義務教育課長**】お話の通り、教職員の年齢も上がり、介護・看護の必要性が高まるのが予想される。家庭生活と、職業生活を充実したものできるように、制度を上手く活用していただきたい。また、管理職が把握しておくということは大事だと思う。教育長、校長にも伝えているが、校長会等を通じて今後も周知を指導していきたいと考えている。



学校現場の特性を踏まえて、介護休暇の期間を最大1年間に延長すること。



【**漆原女性部長**】現在、介護休暇は、最長連続する6月となっている。先が見えない病人の状態を考えると、とるタイミングが難しい。対象が親だけでなく、子や配偶者の場合、緊急性があるが、取りにくい場合がある。1年という区切りを積み重ねていく学校現場の特性を踏まえて、6月を最大1年間に延長してほしい。そうすることで、その年度いっぱい、代替教員に完全に任せて、介護に専念できる。

【**藤本義務教育課長**】介護休暇に関しては、どのくらいの期間が適当かということについては分からないが、アンケート結果によると2か月以内が多いようである。「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の中で定められている事項であるが、様々なことと関連があると思う。教職員の勤務の特殊性も考え、検討の機会があれば、どのくらいの期間がふさわしいか、検討したい。

他県の動向を参考にして、仕事と育児の両立のための勤務形態を導入・見直しをすること。



【**好井執行委員**】この度、「育児短時間勤務制度」を導入していただいたことは、ありがたい。他県での先進的な取組を紹介したい。千葉県では、「子育て支援休暇」制度があり、子どもの授業参観や懇談、看病等、子育てに関する休暇をとることができる。また、岐阜県では、仕事と育児の両立のために、「育児退職」制度を導入する予定のようである。香川県でも、仕事と育児の両立を考えた勤務形態を導入したり、よりよい制度になるよう見直しをしたりしていただきたい。

【**藤本義務教育課長**】人事委員会勧告にもあるように、家庭生活と職業生活の両立という視点で考えれば、子育て支援は大切なことだと思う。ただ、新たな制度を導入する際に、学校現場の多忙化を進めてしまってはいけない。他県の状況もみて、バランスを上手く取りながら新しい制度を検討していきたい。

#### 【養護教諭部】

複数配置基準を児童生徒600人以上、または18学級以上になるよう国に働きかけること。また、この基準を満たす学校には、せめて健康診断や不登校対応等で多忙となる夏休みまでの一定期間だけでも、県単にて複数配置をすること。

人数にかかわらず、特段の配慮を必要とする学校には、複数配置をすること。

【**尾崎養教部長**】現在の複数配置の基準は、「小学校18学級以上または851人以上、中学校は801人以上」となっているが、児童生徒へゆとりをもって対応するためには、基準を緩和することが必要である。



県教育委員会としても働きかけていただきたい。また、要望の複数配置基準を満たす学校には、健康診断や不登校対応で多忙となる夏休みまでの一定期間だけでも、県単で複数配置してほしい。生徒指導上の早期発見・早期対応ができるようになるためにも、考えていただきたい。

【**藤本義務教育課長**】最近、病気、けがの手当て以外に、心のケアの対応もあり、養護教諭としての仕事が増えていることも理解している。ただ、現在の法律上では、今の配置が精一杯であることも理解いただきたい。また、「忙しくなる期間だけでも」という要望は、保健主事等手助けができるような校務分掌の工夫をお願いしたい。

#### 【青年部・人事対策部・講師部】

学校の実情に応じて、より効果的な少人数教育が行われるよう、少人数授業と少人数学級の選択を学校の判断で行うことができるように、導入している他県の情報を参考にすること。



【**中浦副委員長**】香川型指導体制については、さらなる検証を進めながら、児童生徒にとってより効果的な制度となるだけでなく、現場の教職員が心にゆとりをもって実践できるようにしていただきたい。子供たちにとって効果的である反面、教職員の大きな負担の上に成り立っているという声も多い。多忙化の要因の1つに、この香川型指導体制がある。ぜひ、このような現場の声を反映していただきたい。



【**森事務局長**】山口県では、小学校1・2年生で、常勤講師を1名加配して1クラス増やすか、非常勤講師をクラス数分加配するかの選択は、学校裁量である。また、3～6年生の場合、少人数指導加配の弾力的運用が可能で、少人数指導と少人数学級の選択は、学校裁量である。加配に要する経費を同等にすることで、このような運用を可能としている。香川県でも、ぜひ検討していただきたい。

【**藤本義務教育課長**】山口県では、常勤講師1名を担任限定でなく、校内で調整をしていると思う。先般、アンケート調査を実施し、検討会議からの意見もいただいた。小学校低学年に関しては、引き続き複数担任制を行おうと考えている。ただ、香川型指導体制全体については、引き続き学校現場の実態に合うように見直しを進めていくつもりである。おいおい、平成21年度からの体制についても報告できていると思っている。



講師の経験年数や、現場での実績に対する評価にウエイトをかけた教員採用選考になるようにすること。



【**松浦副委員長**】香川県で、本年度より3年間、採用人数を増やしていただいたことは、感謝申し上げます。他県では、採用試験で優遇制を持たせたり、実質的な年齢制限を撤廃したりする例が多くなってきた。例えば、「講師の経験年数が3年以上の者は、現場での実績を考慮した選考を行う」「採用選考試験の1次試験を3年連続パスした者は、次年度より1次試験を免除する」等を考えていただきたい。



【**高重事務局長次長**】香川に優秀な人材を確保するために、講師経験を豊富に積んでいる講師の採用が必要であり、このような優遇制は有効であると考えている。採用試験の在り方は、毎年検討して決定していることであるから、優遇制を持たせる制度についても、ぜひ検討事項に入れていただきたい。

【**藤本義務教育課長**】公正公平に選考を行うことが重要であると考えている。1次試験、2次試験の内容等は、講師経験が生きるような採用選考になっていると思う。確かに1次試験を免除している都道府県、政令指定都市があるのは承知しているが、大量採用や他県への流出防止等、その県独自の理由があると思う。1次試験を免除したり、講師評価を加味したりということは、今のところ考えていない。